

令和7年度

いじめ防止基本方針

豊後高田市立田染中学校

= 目次 =

1	基本方針策定の意義と基本理念	P. 1
	①意義	
	②基本理念	
2	いじめの理解	P. 2
	①いじめの定義	
	②いじめの態様	
	③いじめの4層構造	
3	いじめの防止	P. 3～P. 4
	①いじめのない学校づくり	
	②本校における取組	
	③年間指導計画	
4	いじめの発見	P. 5
	①子どものサイン	
	②早期発見の手立て	
5	いじめへの対応	P. 6～P. 8
	①対応の手順	
	②具体的な対応	
	③家庭や関係機関との連携	
	④いじめの解消	
6	ネットいじめへの対応	P. 9
	①ネットいじめとは	
	②具体的な対応	
	③本校における防止対策	
7	重大事態への対応	P. 10
	①重大事態とは	
	②重大事態への対処	
8	資料	P. 11
	○いじめへの対応マニュアル	

1 基本方針策定の意義と基本理念

① 意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもたちを救うためには、教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめをしない、させない、見逃さない」「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめ防止対策推進法（第13条：学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

② 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないようにするために、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条：定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義の解釈の明確化

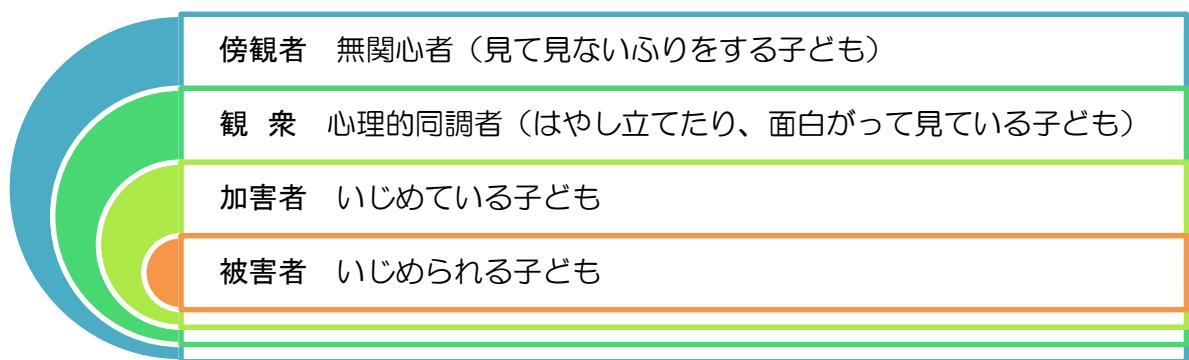
けんかやふざけ合いであっても、その背景や被害性等に着目し、いじめの該当性を判断する。

② いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

③ いじめの4層構造

いじめの4層構造



いじめの持続や拡大には、「被害者」と「加害者」以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。

「観衆」は、加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

「傍観者」は、いじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

3 いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に自主的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめのない学校づくり

教師の基本姿勢

- ・いじめには、学級をはじめとした集団の状態が強く影響している。
- ・学級づくりの中心的役割を担う学級担任の役割が極めて重要である。
- ・教師自身の立ち振る舞いも含め、生徒への接し方を振り返るとともに、率先して生徒の模範となり、指導者としての職業意識に徹する。
- ・生徒理解を深め、個人資料の収集と指導上の問題点等を把握し、支援を要する生徒へのきめ細かな対応を組織で行う。

落ち着いた生活環境

- ・いじめが起こりやすい学級は、ルールが不明確で、当事者だけでなく、全体の規範意識が低下している傾向がみられる。
- ・自主的に身だしなみを整え、集団を意識して行動できるよう、学級のきまりやルールを生徒にわかりやすく示すようにする。
- ・整然とした美しい環境づくりに努め、生活のあらゆる場面から学ぼうとする態度の育成を日常的に行う。

魅力的な授業・学級経営

- ・学校生活が安定し充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。
- ・学校生活の中心とも言える授業が魅力的であり、どの生徒も活躍できる場となっていることが大切である。
- ・社会性や互いの違いを認め合う心を育む工夫が日々の学級経営や授業の中に盛り込まれるようにし、教師と生徒との信頼関係を深めるとともに、生徒同士の心の結びつきを深めていく。

保護者との信頼関係

- ・いじめる側の生徒の中には、保護者から十分な愛情を注がれていない子も少なくない。
- ・心配される生徒には家庭連絡や家庭訪問を行うなど、積極的に保護者との信頼関係づくりに努め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補い合いながら、いじめの予防に取り組む。

② 本校における取組

○いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の確認と取組の改善

- ・いじめ防止対策の取組について学校評価の評価項目に位置づける
- ・学校評価結果をもとにした取組の改善

○個々の生徒に応じたきめ細かな対応

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築
- ・生活ノート（やりとり帳）による日々の個別指導
- ・あったかハート、ほっとハート、にっこりハートの実施

○学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

○特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動や人間関係づくりプログラムの充実
- ・ボランティア活動の充実
- ・情報モラル教育の充実

○道徳教育、人権・部落差別解消教育の充実

- ・道徳的価値、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成
- ・人権問題の解決に向かう実践力の育成

○関係機関との連携、教育相談の充実

- ・SCやSSWとの連携、教育相談の定期的な開催

○保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開や講演会等の実施

○いじめに関する職員研修の実施

- ・いじめ防止対策推進法（文部科学省）と生徒指導資料（国立教育政策研究所）を活用した研修を実施

③ 年間指導計画

月	年間指導計画	教職員研修等
4	始業式、入学式	研修会（年度当初の共通理解、指導記録の引き継ぎ）
5	平和集会、避難訓練、教育相談	学校評価
6	ICT授業（情報モラル）	
7	人権教育講演会、終業式	いじめアンケート調査、学校評価
8	平和集会	研修会（1学期の振り返りと2学期の準備）
9	始業式、運動会	
10	避難訓練、教育相談	いじめ防止対策の見直し、学校評価
11	ネット安全講習会	
12	平和集会、終業式	いじめアンケート調査、学校評価 研修会（2学期の振り返りと3学期の準備）
1	始業式、防災訓練	
2	平和集会、教育相談	学校評価
3	卒業式、修了式	いじめアンケート調査 研修会（1年間の振り返りと指導記録の整理）

4 いじめの発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、校内のいじめ防止対策委員会において判断することとする。

① 子どものサイン

登校時・朝の会等	<ul style="list-style-type: none">・欠席、遅刻、早退が目立つ。・表情が暗く、どことなく元気がない。・どこかおどおどして、脅えているように感じられる。・教師と視線を合わせようとしない。
授業時間	<ul style="list-style-type: none">・身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。・よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。・特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。・机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。
休み時間や給食	<ul style="list-style-type: none">・食事量が減る（食べない）。ポツンと一人で食事をしている。・休み時間一人でいることが多くなる。・保健室や図書室などによくいる。・職員室周りをうろうろする。
その他生活全般	<ul style="list-style-type: none">・元気がない。・他の子から強い口調で呼び捨てにされる。あだ名で呼ばれる。・持ち物を隠される。頻繁にお金を持ち出す。・顔や身体にあざがある。

② 早期発見の手立て

○観察

- ・授業だけでなく、休み時間等にも声をかけ、生徒の様子に注意を払う。
- ・生活ノートや日記による個別指導や日誌等を通じて生徒理解に努める。

○情報収集

- ・定期的な教育相談や生活ノート等を通して、生徒や保護者からの情報を積極的に収集する。
- ・学校の相談窓口（教頭）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。

○アンケート調査等

- ・学期ごとに「いじめに関するアンケート調査（無記名式）」を実施する。
- ・いじめ予防のための教職員意識調査（国研）を活用するなど、生徒の状況や教師の指導方法を客観的に把握する。

○教育相談の実施

- ・スクールカウンセラーの活用や各種相談機関の周知、福祉関係部署との連携等を行う。

5 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、特に配慮が必要な生徒（発達障がいを含む障がいのある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等）がかかわるいじめについては、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○学校における対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ誠実に対応する。指導に当たっては、「学校いじめ防止委員会」を機能させ、組織的に対応する。また、家庭への連絡・相談や教育委員会への報告を行うとともに、事案に応じ、関係機関と連携して指導に当たる。

本校では、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方についての理解を深めるとともに、学校教育活動全体を通じて「いじめのない学校づくり」に努めていく。

学校いじめ防止委員会の設置

【業務内容】

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導
- ・いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する者等との連携
- ・その他いじめ防止に係ること

【構成メンバー】

- ・校長、教頭、生徒指導主事の他、校長が指名する職員によって構成

○地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

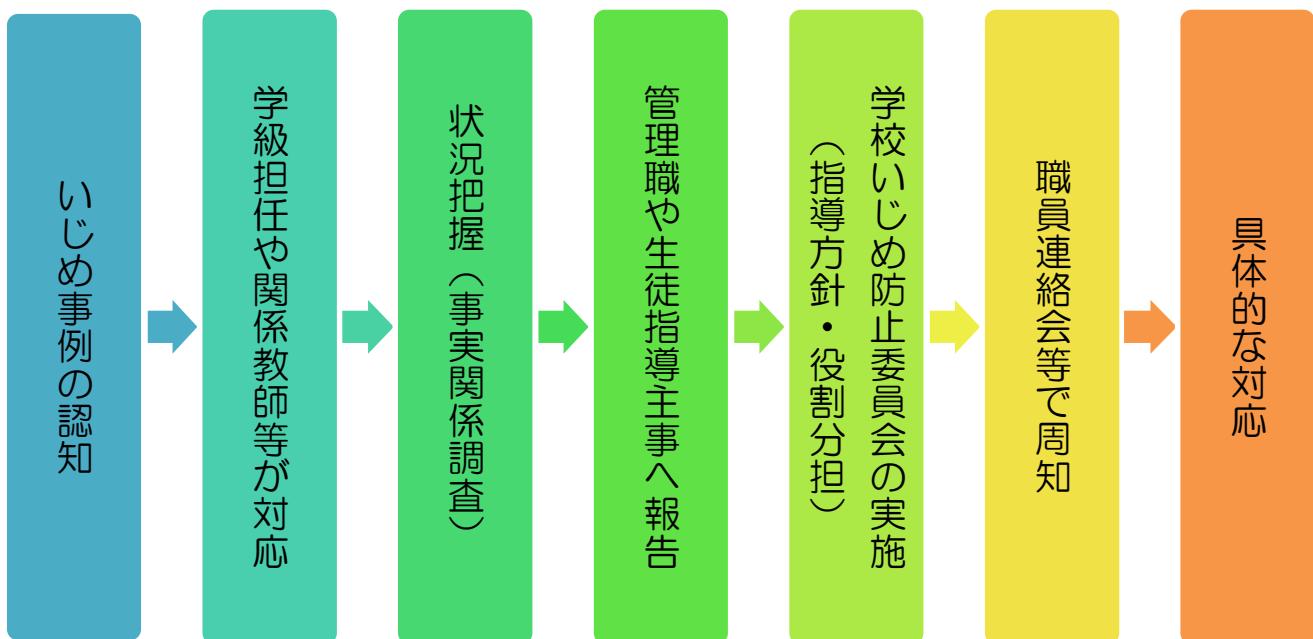
本校では、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進していく。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

○関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。

本校では、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していく。

① 対応の手順



※いじめが深刻な場合は、直ちに管理職に報告し、指導を仰ぐ。

※対応が複雑困難な場合は、事例内容を豊後高田市教育委員会へ報告する。

② 具体的な対応

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

	被害者への支援	加害者への指導	観衆・傍観者への指導
教師の対応	共感的に受け止める姿勢	毅然とした態度 ※懲戒（第25条） ※出席停止（第26条）	みんなを守るという姿勢
伝える	<ul style="list-style-type: none">「何としても守る」という姿勢を示すことプライバシーの保護に十分配慮すること	<ul style="list-style-type: none">いじめは決して許されない行為であることいじめられた側の心の痛みに配慮すること自分の行為が重大な結果に繋がったこと	<ul style="list-style-type: none">いじめられた側の心の痛みに配慮することいじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つことプライバシーの保護
確認する	<ul style="list-style-type: none">身体の被害状況病院での診療状況金品の被害状況警察への被害申告の意思カウンセリングの必要性適応指導教室での対応の必要性	<ul style="list-style-type: none">カウンセリングの必要性	<ul style="list-style-type: none">カウンセリングの必要性
留意する	<ul style="list-style-type: none">再発や潜在化PTSD 自殺危険度のアセスメント	<ul style="list-style-type: none">加害者の心理的背景加害者が被害者にもなること	<ul style="list-style-type: none">観衆、傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

③ 家庭や関係機関との連携

○家庭との連携

学校から伝えること

- ・被害者最優先の姿勢で対応する方針
- ・加害者側へ毅然と対応する方針

学校が確認すること

- ・保護者が知り得た情報
- ・学校に対する要望
- ・警察への被害申告の意思
- ・学校への具体的支援の内容

学校が配慮すること

- ・知り得た事象内容の保護者への公表
- ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪

○関係機関との連携

警察	<p>学校警察連絡協議会の積極的な運用と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none">・連絡協議会における情報共有・行動連携 <p>スクールサポーターの効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none">・学校が加害生徒に指導する際の助言・いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等・加害生徒への注意や説諭
児童相談所	<p>児童相談所がいじめ相談に対応するに当たっての留意点等</p> <p>いじめ相談の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・育成相談（性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談）・非行相談（ぐるぐる相談、触法行為等相談） <p>いじめ相談の受付経路</p> <ul style="list-style-type: none">・被害生徒（家族・学校からの相談等）・加害生徒（家庭・学校からの相談、警察からの通告等） <p>援助の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・調査、一時保護、診断、判定等の結果に基づいて実施（助言指導、継続指導、訓戒・誓約、児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置、家庭裁判所送致等） <p>いじめ相談対応の留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒や保護者への十分な配慮と支援・いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて学校・教育委員会・医療機関・警察等とも協力して対応・いじめの背景にある生徒の非行や家庭の抱える困難などへの対応・学校と役割分担を協議し、連携して対応

※事案に応じ、医療機関や適応指導教室等との連携を行う。

④ いじめの解消

いじめの解消については、いじめ係る行為が止んでいること（3ヶ月が目安）及びいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされているものとする。なお、いじめ解消後も、当該生徒については引き続き日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

6 ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは

「いじめ問題対応マニュアル」より

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰より書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、**被害が短期間で極めて深刻なものとなる。**
- ②ネットが持つ匿名性から**安易な書き込み**が行われた結果、子どもが簡単に**被害者にも加害者にもなる。**
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、**子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。**
- ④保護者や教師など身近な大人が、**子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず**、また、保護者や教師により「ネット上のいじめ」を発見することが難しいため、その**実態を把握し効果的な対応を講じることが困難**である。

② 具体的な対応

○生徒への対応

- ・被害生徒への対応
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。
- ・加害生徒への対応
加害生徒がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切に対応する。また、十分な配慮のもと粘り強く指導する。
- ・全校生徒への対応
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

○保護者への対応

- ・迅速に連絡をとり、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

○書き込みのサイトへの削除依頼

- ・サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

③ 本校における防止対策

○ネット安全講習会の実施

- ・保護者を対象とした講習会を年1回実施する。

○保護者への説明や啓発

- ・ネットによるトラブルや携帯依存等に関する内容を、PTA資料に掲載し、保護者に周知する。

○生活指導の充実

- ・機会あるごとに、よりよい交友関係づくりに関する指導を継続する。
- ・ICTを活用して情報モラルの指導をする。

7 重大事態への対応

① 重大事態とは

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安とし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合

○生徒や保護者からの申立

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

② 重大事態への対処

○重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、豊後高田市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

○事実関係を明確にするための調査

- ・学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会において調査を実施する。

○調査を行うための組織

- ・法第22条に基づき、学校に設置した「いじめ防止対策委員会」が主体となって調査に当たる。状況に応じて外部から専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者により構成される調査組織により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○調査の実施

- ・いじめがいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するもので、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

○調査結果の提供及び報告

- ・当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をし、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査で得られたアンケートは、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

いじめへの対応マニュアル

対応の基本

1 早期発見・早期対応

- ・いじめの小さなサインを見逃さない
- ・多様な方法で事実関係を把握する
- ・ケースに応じて適切かつ迅速に指導する

2 組織的な対応

- ・いじめ防止対策委員会を機能させる
- ・組織的な対応を徹底して進める

3 関係機関との連携

- ・ケースに応じて、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関と連携する

迅速
適切
誠実

被害者への対応

学級担任
関係教師
養護教諭

早期発見
早期対応

組織的な対応

多様な
方法で

状況把握

関係教師が複数で

被害・加害児童から

関係児童や保護者から

事実関係の把握

家庭での
サイン

保護者
地域

相談

学級担任・
関係教師等

本人

いじめ相談窓口
(教頭等)

他生徒
教師

情報提供
些細なこと
でも報告

学校での
サイン

日常的な
交流・連携

学校いじめ防止委員会

校長、教頭
生徒指導主事
*その他校長
が指名する
職員

教育
委員会

職員
会議

家庭
訪問

警察
福祉部門

関係機関
との連携

加害者への対応

学級担任
関係教師

傍観者・観衆への対応

学級担任
関係教師

保護者への対応

学級担任
PTA担当

地域・報道への対応

校長
教頭

継続的な指導

再発防止